

平成 26 年 10 月 29 日から 11 月 18 日まで、子ども・子育て支援新制度に関する保護者説明会を市内全保育所（14 園）で開催しました。また、22 日には、市民向け説明会を消防署講堂で開催しました。

保護者説明会には 365 人（内施設職員等 113 人）が、市民向け説明会には 27 人（内施設関係者 7 人）の参加がありました。

配布資料は、国が作成した制度説明パンフレット「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK（9 月改訂版）」を使用し、制度の概要や現行制度との違いなどを説明しました。

説明会で寄せられた主な質問とその回答については、以下のとおりです。

#### 保育料・諸費用に関すること

Q 1 : 富田林市としては、延長料金についてどのように考えているのか。また、保育標準時間利用認定で 7 時～19 時の 12 時間預けている人の延長保育料はどうなるのか。

A 1 : 現在、富田林市では延長保育料は頂いておりません。できるだけ継続していきたい考えはありますが、決定したときに何らかの形でお知らせします。

Q 2 : 保育標準時間認定と保育短時間認定で保育料に差は出るのか。

A 2 : 国のイメージでは、約 2% の差があります。

Q 3 : 保育短時間利用認定で延長保育料がかかったら、月 2・3 回利用しただけで、保育標準時間利用認定の保育料を超えるのではないか。

A 3 : ご指摘のような状況も想定されますが、保育短時間利用の方の延長保育料の取扱いについての方針は国でもまだ定まっていない状況です。

Q 4 : 保育料が 2 本立てになっている意味や費用の流れはどうなっているか。

A 4 : 新制度では、主に両親ともフルタイム勤務の保育時間を保育標準時間利用、保護者のいずれかがパートタイム勤務の保育時間を保育短時間利用と 2 区分され、公費負担の基礎となる子ども 1 人当たりの保育単価も標準時間と短時間では差があります。そのため、施設利用料（保育料）も 2 本立てに設定されています。

Q 5 : 認定は必要ならば仕方ないが、保育料は利用時間によって変えないでほしい。国から強制みたいなものはあるのか。富田林市は、子育て行政に手厚いのでこのままでいてほしい。

A 5 : 保育料の設定については現在試算を行っており、金額や階層は検討中です。

Q 6 : 富田林市の現行保育料の区分は国のものより細かいが、新制度でもそうしてもらえるか。

A 6 : 現在検討中ですので、まだお示しできていません。

Q 7 : 保育料を新制度スタートのタイミングで上げるつもりか。

A 7 : 新制度にあわせて、保育料そのものを引き上げる予定はありません。できるだけ影響のないようにと考えていますが、保育料算定の基礎が、『所得税額』から『市民税額』に変わりますので、実際には保育料が下がる人や、上がる人が出ると想定しています。

Q 8 : 保育料に関して、市の収入は増えるのか。

A 8 : 実際に保育料を算定し、決定してみないと分かりませんが、国基準に置き換えて試算したところ、総額では市の収入は減少すると見込まれます。

Q 9 : 給食費など実費徴収もできるようになると聞いている。市の単独の補助(貸ふとんなど)は助かるので継続してほしいが、国からの費用が減っていくのに市は変わらないで大丈夫なのか。あるいは、何年か後には変えるのか。

A 9 : できるだけ現在の保育サービスは維持していきたいと考えています。

Q 10 : 給食費はどうなるのか。

A 10 : お子さん 1 人に対する国の単価(施設型給付)がまだ確定されていませんが、国の資料では、現行と同様に「3 歳児以上の主食費を徴収してはどうか」とされています。

Q 11 : 保育所入所決定の時期には、保育料も示してほしい。

A 11 : できるだけ早い時期にお示しできるよう検討しています。

Q 12 : 保育料の決定通知はいつになるのか。

A 12 : 個々の保護者への通知は、3 月末と 8 月末を予定しています。

Q 13 : 消費税が上がらなかった分が保育料に跳ね返ってこないのか。

A 13 : 消費税率が変わっても、保育料が上がることはありません。

Q 14 : 保育料を口座引き落としにしてほしい。

A 14 : 現在は、身近で長時間開いているという利便性からコンビニ納付をお願いしています。ご希望が多いようであれば、口座振替制度も検討していきます。

**Q15：入所申し込みに源泉徴収票はいらなくなるのか。**

A15：保育料算定の基礎となる税が『所得税』から『市民税』に変わることから、源泉徴収票や確定申告書の控えについては提出していただく必要はなくなります。ただし、市民税課税基準日の1月1日以降に富田林市に転入された方については、転入前の市町村から課税証明証を取り寄せていただく必要があります。

**Q16：育児休業を取っていたので今年の市民税は低くなると予想されるが、保育料への影響はあるのか。**

A16：平成25年1月1日から12月31日の収入に対する市民税（平成26年度）の額により、平成27年度4月から8月の保育料を算定します。また、平成26年1月1日から12月31日の収入に対する市民税（平成27年度）の額により、平成27年9月以降の保育料を算定します。

**Q17：3歳児の配置基準が変わったら、3歳児の保育料は上がるのか。**

A17：消費税増税に伴う質の向上ですので、保育料には影響しません。

**Q18：幼稚園がどう変わるのか具体的に知りたい。**

A18：幼稚園については、定額の保育料が応能負担（所得に応じた保育料）に変わる予定です。現在も所得に応じて就園奨励という形で後から補助していますが、新制度では初めから所得に応じた保育料が設定されます。

**Q19：公立幼稚園でも多子の場合の保育料減免はあるのか。**

A19：今年度から、収入に関係なく多子減免が適用されるようになりました。申請は1月まで受け付けています。

#### 認定や入所申請に関すること

**Q20：認定はいつされるのか。保育時間は保育所が決めるのか。**

A20：保育所については、第1次申し込み分の認定を1月上旬に送付する予定で、認定の際に「保育標準時間利用・保育短時間利用の区分」などをお知らせします。

**Q21：認定は誰がするのか。本人の申請になるのか。**

A21：保護者からの申請により、市が認定します。

**Q22：平成27年度の新規入所申請はいつからか。**

A22:平成26年12月10日～26日に第1次の申請受け付けを行います。その後、27年1月5日～30日に第2次、2月2日～27日に第3次の受け付けを予定しています。

新制度では、申請を受理してから30日以内に保育の認定を行う規定がありますので、このような日程としました。これにより入所の承諾は例年よりも早くなる予定です。

なお、第1次受け付け分から入所できる人数枠の全てを対象に決定していきます。あらかじめ第2次、第3次の入所枠を確保しておくことではありませんので、第2次以降は残りの枠での選考となります。

**Q23：現在一日4時間の就労で9時～17時まで預けているが、新制度では4時間しか見てもらえないのか。**

A23：8時～16時、9時～17時など、基本の時間帯の設定は園により異なりますが、保育の基本時間は保育可能です。

**Q24：保育料が保育標準時間利用・保育短時間利用に区分される中で、例えば11時～18時に保育が必要なら保育短時間利用の保育料で9時～18時の保育が認められるのか。それとも保育標準時間利用になるのであれば（保育料が変わるなら）、「11時から預けて短時間にしてほしい」という家庭も出てくるのではないか。**

A24：月の就労時間が通勤時間を含めて120時間を超える場合は、保育標準時間利用となります。また、お子さんの保育園における1日の生活バランスが崩れる恐れがありますので、個々のご家庭の事情により保育の開始時間を個別に変える考えはありません。

**Q25：在園児童が継続して保育所を利用する場合、受付期間内に提出しなければ認定してもらえないのか。**

A25：平成27年度の継続申請は26年11月7日～21日となります。締め切りを過ぎたから認定できないということはありませんが、保育所利用の前提として認定が必要となりますので、提出期限は厳守してください。やむをえず提出が遅れる事情があれば、必ずこども未来室や園長に相談してください。

**Q26：認定によって他の保育園に変わることはないのか。**

A26：認定の段階で入所は決定しませんので、認定によって変わるということはありません。

Q 27 : 申請は、どこに行けば良いのか。

A 27 : 保育園はこども未来室、幼稚園は各幼稚園で受け付けます。

Q 28 : 今、保育が認められている人が、認めてもらえないことはあるのか。

A 28 : 就労の状況など同じ状況であれば変わることはありません。

Q 29 : 平成 27 年度新規入所の選考の方法に変わりはあるのか。

A 29 : 保育の必要性の高い方から入所していただくことに変わりはありません。

Q 30 : 入所の事由（保育を必要とする事由）に変わりはあるのか。

A 30 : ほとんど変わりませんが、新たに児童虐待・DV という要件が入りました。

Q 31 : ともっち保育園に関して、「4 歳児への継続は金剛保育園」に変わりはないのか。

A 31 : 変わりません。

Q 32 : 仕事が変わったら認定に変更はあるのか。

A 32 : 就業時間が変わった場合、保育認定時間に変更になることがありますので、こども未来室に申し出てください。就業先の変更のみで勤務時間に変わりがないのであれば、保育園に申し出てください。

Q 33 : 申請用紙の一括化により認定申請を簡素化したということだが、保護者に影響はあるのか。

A 33 : できるだけ申請書類の数を減らすために用紙を一括化しましたので、それによって保護者に影響が出ることはありません。

Q 34 : 保育標準時間利用認定、保育短時間利用認定の決定は父母のどちらで決定するのか。

A 34 : 個々のケースにもよりますが、就労の場合、1 か月当たりの就労時間の短い方で決定します。その他の場合は、基本的に早くお迎えに来られる方で決定します。

Q 35 : 育児休業は、保育短時間利用認定になるのか。

A 35 : 保育短時間利用認定になる予定です。

**Q36：保育の必要量は何で決まるのか。**

A36：保育を必要とする事由の内容により変わりますが、就労の場合、通勤時間を含んだ1か月の就労時間により判断し、保育標準時間利用と保育短時間利用が決まります。

**Q37：来年度、扶養の範囲内で働こうと思っているが、保育標準時間利用と保育短時間利用のどちらになるのか。**

A37：就労時間での判断となります。月64時間から通勤時間を含み120時間までであれば保育短時間利用、それ以上であれば保育標準時間利用となります。

**Q38：現在、1日4時間で月16日勤務（月64時間就労）しているが、この場合は保育短時間利用認定となるか。**

A38：就労の場合、月64時間以上が保育認定の下限となり、お見込みのとおり、保育短時間利用認定となります。ただし、すでに入所されている方の認定については、市の判断で保育標準時間利用認定とすることができるとされています。

**Q39：認定には、通勤時間も考慮されるのか。**

A39：基準の就労時間である月64時間には含みませんが、保育標準時間利用か保育短時間利用かを判断する場合には通勤時間も含んで認定します。

**Q40：3号認定（3歳未満）から2号認定（3歳以上）へは自動的に更新されるか。**

A40：誕生日の前日付けで市において変更します。ただし、更新後の認定証をいつお送りするかはまだ決まっていません。

#### 保育内容や保育の質に関すること

**Q41：保育士の配置基準は変わらないのか。**

A41：国のイメージでは、まず3歳児の保育士配置基準の充実が示されていますが、実施時期などは明確にされていません。

**Q42：質の向上（3歳児の配置基準が20：1から15：1に）とあるが、何が変わるのか。**

A42：消費税が10%になった際の増収分を活用して、保育士1人が担当する子どもの数を少なくすることで、より目が行き届いた保育ができるようになります。本市の公立保育所については、すでに国の最低基準以上の配置を行っていますので、27年度から保育士が増えるということではありません。

**Q 43 : 保育時間は変わるのか。**

A 43 : 現在と同じく、保育が必要な時間は保育を行います。

新制度では、就労時間などに応じて、保育標準時間利用と保育短時間利用の区分ができますが、どちらに認定されても、認定された時間を自由に使うて良いということではありません。

**Q 44 : 7時～19時の11時間が保育時間の最長となるのか。**

A 44 : 本市の保育所の開所時間はすべて7時から19時の12時間で、一部の園は20時までの保育を実施しています。各園の開所時間の範囲内で、必要に応じて延長保育を利用していただけます。

**Q 45 : 土曜日の保育時間はどうなるのか。**

A 45 : 市立保育所の場合、平日の9時～17時、土曜日の9時～12時が保育の基本時間となっています。ただし、現在と同じく、保育が必要な時間は保育を行います。

**Q 46 : 保育所の定数は変わるのか。**

A 46 : 新制度になることで、保育所の認可定数が変わるということはありません。

**Q 47 : 保育所の質や今までの保育所と市の関係は変わるのか。消費税が10%に上がらなければ保育の質は保たれないのか。**

A 47 : 保育の質については、現在より上がるというイメージです。税率が上がらない場合、国の示している質の向上のイメージとは異なる場合も考えられますが、保育の質が下がることはありません。

保育所と市の関係については、特に変わりはありません。

#### その他

**Q 48 : 消費税率10%が確定していないのに、新制度はスタートするのか。**

A 48 : 消費税率が8%になった時点で一定の財源が確保されることから、さらなる税率引き上げが確定しなくても、新制度は予定通りスタートするものと思われれます。ただし、「質の向上」など税率が10%になった時に充実する予定であった部分は、今後の状況によって延期などの変更があると思われれます。

Q 49 : 認定こども園・地域型保育等が来年度にできることはないようだが、いずれ出てくるかもしれない。その入所基準についてはいつ決めるのか。

A 49 : これまで、認定こども園などを設置したいというような問い合わせはありませんが、入所基準づくりなどの準備は必要と考えています。

Q 50 : 認定こども園が地域に普及しない理由は。

A 50 : 富田林市では子どもの数が減少し、人口も減少しています。保育ニーズは徐々に上がっていますが、本市の待機児童に関しては深刻な状況でないことが、認定こども園の普及が進まない要因の一つに考えられます。

Q 51 : 新制度で子どもにどんな影響があるのか。子どもに使ってもらえる市からの予算は変わるのか。

A 51 : 特に大きく変わることはないと考えています。

Q 52 : まだ不確定な要素が多い中で、どのように周知していくのか。

A 52 : 在園児に関しては、園を通じて保護者に周知が必要な内容を文書でお知らせする予定です。

Q 53 : 公立保育所にも処遇改善が必要では。

A 53 : 平均勤続年数との関係もありますが、全国的な傾向として民間保育所の職員給料が低いことから、処遇改善が必要とされました。

Q 54 : 病児保育をしてほしい。

A 54 : 病児保育の必要性は認識していますが、設置には小児科医など医療機関との密接な連携が必要です。なお、病後児保育は1園で実施しています。

Q 55 : 公立保育園の民営化はしていくのか。

A 55 : 公立保育所のあり方検討委員会からの提言や、市立保育所民営化基本方針などに基づいて検討していきませんが、次期民営化について具体的な事項は決まっています。

Q 56 : 個々の家庭の認定内容は保育園には知らせるのか。

A 56 : 保育園には、情報を提供することになります。